

財政強靱化戦略（指針）

令和 7 年 6 月

京 丹 後 市

I 取組について

第1 はじめに

本市は、平成16年の合併から20年間で、一般会計の予算規模は合併翌年である平成17年度の289.8億円と比較すると、様々な要素が異なるため単純比較は必ずしも適切とは言えないが、令和7年度は378.3億円となり88.5億円増の予算規模となっている。

この20年間で全国的な人口減少の中で、本市においても人口の減少が続いており、それにより市税収入の減少も予想される。また、京丹後市発足以来、貴重な財源として活用してきた合併特例債も令和6年度でその活用期限を迎える一方で、今後も、新最終処分場の廃棄物処理施設をはじめ、都市拠点・地域拠点、小中学校の長寿命化など様々な大型事業を予定している中、有利な過疎対策債の最大限の活用に努めるものの、合併特例債よりも交付税算入の低い地方債に頼らざるを得ない状況となっている。

さらに、近年の円安や諸物価高騰等により、施設の運営管理などの行政サービスの提供についても、ますます歳出が増加する見通しとなっている。

このような状況の中、これまで予算編成の財源として活用してきた合併特例債により積み立てた地域振興基金や合併特例措置逓減対策準備基金の現在高も令和7年度末で枯渇することとなり、令和8年度以降はこれらの財源が活用できないことから、今後、今まで以上に厳しい財政運営をしなければならない状況にある。

これらの様々な財政上の課題に対応していくためには、これまで以上に財源とコストを意識し、健全な財政基盤の一層の充実強化を図り、それにより持続可能な行財政運営を継続するため、本戦略（指針）を策定し、市民の理解を得ながら市役所挙げて取り組むものである。

第2 本市の財政状況

○歳入の減少

・人口減少に伴う市税収入等の減

現在の市税収入は、約50億円前後のほぼ横ばいで推移しているが、今後、人口減少の予測を踏まえると、減少傾向になると見込んでいる。

・普通交付税の減

本市の令和6年度の財政力指数は0.29（3か年平均）と令和5年度の全国市町村の平均値0.48と比べても、極めて低い自治体となっている。この財政力指数は、普通交付税を算出する際、基準財政収入額が基準財政需要額に占める割合で算出することとなるもので、1.00を超えると普通交付税の不交付団体となるなど、数値が高いほど財政が豊かで、低いほど財政が厳しいとも言える数値であるが、本市の数値は低いこと普通交付税への依存度が高い財政構造であることを意味している。しかし、普通交付税の算定には、国勢調査人口を基礎とするものが多いため、人口の減少が大きく

影響するとともに、合併特例債の償還終了により、その普通交付税算入額も減少することとなるため、普通交付税も減少傾向になると見込んでいる。

- ・基金繰入金の減

これまで当初予算編成で活用してきた地域振興基金と合併特例措置通減対策準備基金の現在高（残高）が令和 7 年度末でゼロとなり、今後は活用できなくなる。また、財政調整基金の令和 7 年度予算での活用額は 11.4 億円としている一方で、年度末現在高は約 18.6 億円と見込んでいることから、令和 8 年度以降の予算編成においては、ふるさと納税の推進によるふるさと応援基金の動向にもよるが、これ以外の基金からの繰入金の活用額は減少していくものと見込んでいることから、今後の予算編成における財源額保が課題である。

○歳出の増加

- ・人件費

令和 7 年度当初予算での人件費総額は約 75.2 億円（構成比 19.9%）で、令和 6 年度当初予算と比較すると約 4.3 億円、6.1%の大幅増となっている。これは、令和 6 年度の国の人事院勧告で約 30 年ぶりとなる高水準となる給与引き上げに加え、令和 7 年度からの地域手当の支給地域となったことにより、それらに準じた職員人件費を計上したことによる。本市は、公立の認定こども園等の運営をするため保育教諭等の会計年度任用職員数も多いこともあり、また、令和 7 年度以降も最低賃金の上昇や国の人事院勧告での増加勧告もなされる可能性があることから、厳しい財源状況の中、人件費総額の抑制等も喫緊の課題である。

- ・少子高齢化社会の進展による社会保障関係経費

令和 7 年度当初予算での扶助費及び特別会計繰出金（後期高齢者医療・介護保険等）は、当初予算総額の 19.5%を占め、令和 6 年度当初と比較すると約 5.3 億円、7.8%の増となっている。高齢化の進展に伴う高齢者人口割合の増や、令和 6 年 10 月からの児童手当拡充など、国の制度拡充がなされた場合の社会保障関係経費の増嵩も鑑みると、今後も扶助費等は、増加傾向にあると言える。

- ・市有施設の維持管理経費

本市には、合併前に整備された多くの公共施設を保有し、その多くが老朽化していることもあり修繕経費が増加傾向にあるほか、諸物価高騰等の影響により維持管理経費も今後もさらに増加する見込みとなっている。

- ・大型建設事業

庁舎増築棟、新最終処分場、都市拠点・地域拠点、小中学校の長寿命化など、多くの大型事業が控えている中、これらを実施するには、市全体での建設事業を優先順位に基づき厳選するなど、財政の安定性にも留意していく必要がある。

以上のように、歳入での財源確保及び歳出の見直し・抑制が必要な状況であることから、次の「第3 歳入編」、「第4 歳出編」及び「第5 その他」を実施し、持続可能な行財政運営を確立するもの。

第3 歳入編

1 自主財源の積極的な確保と拡充

(1) ふるさと納税の更なる発展と拡充

これまでから取り組んできた「クラウドファンディング」や「企業版ふるさと納税」に加え、「#ふるさと納税 3.0」をはじめとする新たな手法についても積極的に取り組み、市役所全体で思いをしっかりと共有し、「ふるさと納税」の更なる充実強化を図ることで、今後のまちづくりのための自主財源の増額確保に努める。

(2) 市税制度の見直しを検討

現行の税制を見直し、適正な税率を設定する他、宿泊税や日帰り入湯税をはじめとした目的税の導入など、新しい経済活動やサービスに対する税を精査し、必要に応じて検討・実施する。

(3) 各種料金（使用料）の見直しと受益者負担の適正化

行政サービスを利用する人と利用しない人の間で不公平が生じないように、社会情勢の変化やサービスの利用状況等を踏まえた各種料金（使用料）の見直しを検討・実施するなど、受益者負担の適正化を図る。

(4) 未利用市有財産の売却や有償貸付の推進

未利用財産の売却や有償貸付を進め、財産収入による財源確保に努めるほか、民間企業との連携により市有施設の効果的な管理・運営に努め収入確保を図る。

2 依存財源の有効な活用と確保に向けた取組

(1) 国府支出金等の有効的な活用に向けた取組

事業の実施にあたっては、国・府支出金等の特定財源の積極的な活用を前提とし、事業開始時だけでなく、継続的に特定財源の有無について調査等を行うとともに、特定財源を確保するためには、その財源確保ができる方法に変更するなど、知恵と工夫を総動員し、国府支出金等の最大限の活用を図る。

(2) 地方交付税等の獲得に向けた国への働きかけ

地方交付税制度等の理解・推進を図り、特に普通交付税に算定されていない事務事業が全国の基礎自治体に必要なものであると判断できるものは、その算定過

程に反映するよう国へ強く要望することをはじめ、職員人件費の交付税措置など、単位費用や既存事業の各補正係数を改正し、より適切に交付税算入されるよう、積極的に国に働きかけ、財源確保に取り組む。

(3) 地方債の活用

国府支出金等と同様に事業実施のための重要な財源のため、市役所全体で地方債制度の理解を深め、可能な限り交付税算入率の高い有利な地方債を活用する。

第4 歳出編

1 事業の見直し

(1) 既存事業の在り方の見直し

既存事業については、毎年度その必要性を精査・確認したうえで、所期の目的を達成している場合、その廃止も含め早期に事業の見直しを図る。特に、長期にわたって実施している継続事業は、その必要性・効率性を厳しく精査・確認し、事業効果の小さいものは廃止、地域間格差のある事業は格差の見直しを図るなど、既存事業であっても、限りある財源の中で、事業の選択と集中を図る。なお、関係団体等に対し、見直しの手続きは丁寧に行うとともに、経費削減のみを目的とせず、効果や成果を明確にし、質の向上を目指した取組みも同時に進める。

(2) 補助金の見直し

補助金については、その支援効果を精査する中で、効果の少ない既得権化している補助金の見直しなどスクラップ・アンド・ビルドの考え方を徹底するとともに、一定の終期設定による支援効果の検証、また、交付要綱制定により交付基準の明確化の徹底など行うこととするが、それぞれ内容等も異なることから、全体的な考え方を持ちつつも、個別補助金ごとに見直しを進める。

(3) 行政サービス手法の見直し

行政サービスの効果的・効率的な提供を目指し、その行政サービスの実施主体なども含め、幅広く見直しを図る。特に、既存の事業内容を精査し、地域参加・企業参加による開催や参加者への経費負担等、行政主体から市民・民間主体の運営方法への転換を検討するなど、地域や企業等との連携を深め、公民連携の取組の一つとして積極的に見直しを行う。

(4) 公共サービスに係る公民連携の検討

インフラ整備や公共サービスなどにおいては、民間資金やノウハウを活用することで、より効果的・効率的な施設の運営や公共サービスの維持・向上を図る。

2 予算執行のルール

(1) 見えないコスト意識を

全ての事務事業を実施するには、職員人件費も含まれていることを改めて意識し、各事務事業の個別予算だけでなく、職員の係わり方（人件費、特に時間外勤務）をより効果的・効率的となるよう見直すとともに、不断に事務事業の改善を図る。

(2) 経費削減のための創意・工夫及び共有

予算執行においては、職員一人ひとりが前例踏襲に固執せず、常にコスト意識を持ちながら積極的な創意・工夫により、あらゆる角度から経費削減を図ること。また、その経費削減に係る手法については、全庁的に共有することで他部署でも同様の経費削減に努める。

第5 その他

1 時間外労働の縮減

時間外労働の縮減に向けて、各所属の協力体制などの工夫により長時間労働の縮減に努めるなど、働き方改革の推進により職員の生産性の向上を図る。

2 事務事業レビューの実施

各部局から新規・拡充案や廃止・抑制案の提示を求め、全庁的に検討を進める中で、次年度の当初予算編成に備え、市役所全体で実施事務事業の優先順位など必要な方向性を決める。

3 基金残高の確保

万が一の災害等の緊急課題に迅速かつ的確に対応するため、財政調整基金現在高の一定額の確保に努める。

II 取組のスケジュール

1 事務事業の検証、事務事業レビュー

毎年度 4 月～9 月

次年度の当初予算編成に向け、事務事業の検証を行った上で新規・拡充案や廃止・抑制案を検討し、市役所全体で次年度の当初予算編成準備に臨む。

2 市税制度や使用料等の見直し ～9 月

原則的には、次年度予算での歳入確保のため予算編成までに見直しを検討し、必要に応じ早期実施する。なお、市民等への影響を鑑み、検討期間が不足するようなものは、検討のスケジュール感を持ちながらも、更に一年先を見据え、検討を継続する。

3 財源一覧、地方債一覧の更新 ～6月

次年度予算編成に活用するため、事務事業レビューの開始までに更新する。